

岡山市コミュニティサイクルご利用者様各位

令和元年7月10日
岡山市コミュニティサイクル運営本部

利用規約改定のお知らせ

平素は岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

この度、岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」利用規約について、下記の通り一部改定させていただきますのでご案内申し上げます。

今後とも岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定日

2019年7月10日

2. 改定概要

- ① 「2. 契約の解除」において、入会解除の該当条件としていた「最終利用日から5ヶ月間利用がないとき。」を削除いたしました。
- ② 「2. 契約の解除」において、払い戻し金額の表記を変更いたしました。
- ③ 「13. 個人情報」において、(4) (5) の運営会社の個人情報の取り扱い規定を追加いたしました。

3. 改定詳細

2. 契約の解除

- (1) 運営会社は、利用者が次の各号のうちいずれかに該当したときは、予告無くサービスを停止し、入会契約を解除することができるものとします。
 - (a) 本規約に違反したとき。
 - (b) 利用者の登録内容に虚偽の内容が見つかったとき。
 - (c) 自転車の利用中に交通事故を起こしたとき。
 - ~~(d) 最終利用日から5ヶ月間利用がないとき。~~
 - (e) 利用料金、追加料金の支払いがないとき。

- (2) 「6ヶ月利用」、「1年利用」の利用者は、有効期間が1ヶ月以上残っている場合に限って払い戻しいたします。この場合の払戻額は、発売額から既にお使いになった月数（1ヶ月に満たない日の数は1ヶ月とします）に **1か月利用プランの基本料金** を乗じた額を差し引いた残額です。ただし、払い戻し額がない場合もあります。

13. 個人情報

- (1) 運営会社は、入会申込み手続き、および本サービスの利用履歴情報等を、岡山市コミュニティサイクル「ももちゃり」の円滑な運営、サービス向上の目的の範囲内のみで利用するものとします。
- (2) 運営会社は、裁判所・検察庁・警察・弁護士会またはこれらに準じた権限を有する機関から法令等に従って開示を求められた場合、またはその他法令に定める正当な理由がある場合、取得した個人情報を第三者に提供する場合があります。
- (3) 運営会社は、個人情報の提供者から自己に関する個人情報の開示の請求があった場合、速やかに開示することとします。また、自己に関する個人情報の訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の申し出があった場合、運営会社は速やかに応じるものとします。
- (4) 運営会社は、入会申込み手続き、および本サービスの利用履歴情報等利用者の個人情報を、運営会社の責任のもとに、漏えい、紛失、改ざん、不正使用等ないように適切に管理します。
- (5) 運営会社がお預かりした個人情報の開示、訂正請求等については、以下の「お問い合わせ先」にご連絡ください。

以上